

農地耕作条件改善事業（新規）

- 我が国農業の競争力を強化するためには、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を行い、農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化を推進することが重要。
- 農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化を加速するため、既に区画が整備されている農地の畦畔除去等による区画拡大や暗渠排水整備について、農業者の自力施工も活用し、安価かつ迅速に推進するなど、耕作条件の改善を機動的に進めることが必要。

1. 事業内容



営農が一段落ついたし、すぐに規模の拡大を検討したい！



今年中に農地の整備をやりたいけど、今からでは申請が間に合わないかも？

耕作条件の改善
を機動的に実施
する必要！

事業実施年度に入ってから
の採択申請が可能！
(複数回受付)



農地中間管理機構から
国への直接申請も可能！

農地中間管理
機構による
担い手への農
地の集積・集約
化を加速

① 定額助成

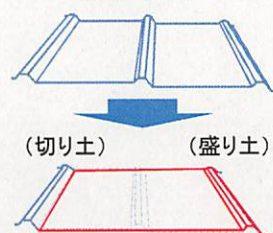
畦畔除去等による田・畑の区画拡大等の整備

- ・区画拡大 10万円/10a
- ・暗渠排水 15万円/10a 等

② 定率助成

農地・農業水利施設の整備 等

《区画拡大》



農地中間管理機構に相談することで、簡単な基盤整備をすぐに実施することができたわ！

耕作条件が改善された隣の農地を借りることで、規模の拡大ができたわ！



2. 実施要件

- ① 農地中間管理機構による農地の集積を行う地域
(農振農用地のうち、農地中間管理事業の重点実施区域)
- ② 総事業費200万円以上
- ③ 受益者数2者以上

3. 実施主体

- ・農地中間管理機構
- ・都道府県、市町村
- ・土地改良区、農業協同組合 等